

別記様式第 17 号 (第52条関係)

(表)

|   |            |
|---|------------|
| 第 号   |            |
| 身 分 証 明 書                                     |            |
| 写 真   | 官 職<br>氏 名 |
| 上記の者は、警備業法第38条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。 |            |
| 年 月 日   |            |
| 国家公安委員会 印                                     |            |

85.6

54.0

(裏)

警備業法 (抜粋)

(立入検査)

第38条 国家公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、警察庁の職員に登録講習機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六 略

七 第37条若しくは第46条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は第38条第1項若しくは第47条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八・九 略

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。